

漏水による水道料金減免手続きについて

かつらぎ町 上下水道課

漏水減免の適用範囲

給水装置の使用者等の善良なる管理にもかかわらず、メーターより屋内部分において起こった漏水で、漏水期間中の最大使用水量1か月分についてのみに適用します。

漏水を発見した場合、かつらぎ町上下水道課又はかつらぎ町指定給水装置工事事業者の確認を受けたうえ、適切な処置をお願いします。

提出書類

① 水道料金減免申請書（様式第1号）

② 修繕(漏水)証明書（様式第2号）

（注意：証明手数料等の有無について、事前に指定給水装置工事事業者にお問い合わせください。）

③ 漏水箇所の現場写真

減免の範囲及び認定基準

漏水減免の範囲	減免率
ア 埋設給水装置（地中及び壁中等の水道配管）による漏水で申請者において <u>発見が非常に困難である漏水</u>	漏水量の80%（※1）
イ アに該当する場合で生活保護を受けている世帯	漏水量の100%
ウ 集合住宅等の受水槽ボールタップ及び受水槽以降の破損による漏水、屋外器具等からの漏水で申請者において <u>発見が困難である場合</u>	漏水量の50%
エ メーター取付け又は取替え後に発見したメーター取付け、取替え不備による漏水	漏水量の100%
オ その他町長が必要であると認める場合	

（※1）ただし、以前において減免した方は、漏水量の60%

漏水減免の算定方法

①月平均使用水量	前年同時期使用実績（3ヶ月平均）又は漏水前使用実績（3ヶ月平均）の大きい方の水量を月平均使用水量とみなします。
②漏水量	漏水月使用水量より月平均使用水量①を減じ漏水量とします。
③認定減免漏水量	漏水量②に減免率を乗じ、認定減免漏水量とします。

※ 計算にあたって、1㎡未満の端数は、切り捨てます。

なお、過去の使用実績と比較して減免金額を決定しますので、漏水水量が少ない場合は、減免できない場合もあります。

漏水減免の適用除外

2ヵ年にわたって3回以上破裂して老朽管による漏水について、その敷設替えを勧告し、敷設替えが完了するまでの間は減免を行いません。